

職員の懲戒処分について

このたび、本学の事務職員が、文部科学省からの通知に基づく事務手続きにおいて、通知内容を十分に確認せず書類作成の指示をし、一部の申請について失念したまま書類を提出しました。

このことにより、文部科学省に学長名で本件について顛末書を提出する事態に至りました。幸いにも、当該申請漏れのあった申請について内容を修正した申請が認められたものの、本学に対する不信を招く事態になりました。当該職員は、以前にも同様に業務上の過失や問題行動により、嚴重注意及び戒告処分を受けておりました。

これらのことを受け、学内で事実確認を行い平成29年7月12日付で当該職員を停職10日としました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であります。本学では今後このようなことのないよう、より一層職員の指導に努めていく所存です。

平成29年7月12日

東京医科歯科大学長
吉澤靖之

【本件に関する問い合わせ先】
総務部人事課
(電話) 03-5803-5018